

令和4年度 第1回

# 音更町空家等対策協議会

日 時 令和4年8月29日（月）午後1時30分開催

場 所 音更町役場 3階特別会議室

## 会議次第

- 1 委嘱状交付
- 2 町長挨拶
- 3 案 件
  - (1) 会長の互選について
  - (2) 会長職務代理者の指名について
  - (3) 空き家に関する取組について
  - (4) 空き家の現状について
  - (5) 空き家対策の状況について
- 4 その他

(1) 会長の互選について

会長 \_\_\_\_\_

(2) 会長職務代理者の指名について

会長職務代理者 \_\_\_\_\_

### (3) 空き家に関する取組について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日に全面施行されたことに伴い、本町においても空家等の発生抑制及び適切な管理に関する対策を進めるための取組を行っています。

#### 空き家に関する取組 一覧

年 月	取 組 状 況
平成27年10月	行政区を通じた空き家に関する調査実施
平成28年6月	音更町空家等対策協議会 設立
平成28年12月	空家等実態調査及びデータベース構築
平成30年3月	音更町空家等対策計画 策定
平成30年4月	音更町老朽危険空家等除却事業 補助制度開始 音更町空家活用定住促進事業 補助制度開始

#### 空家等対策協議会の開催状況

年 月	協 議 会 名	主 な 内 容
平成28年6月	平成28年度 第1回 音更町空家等対策協議会	特別措置法 概要説明
平成28年8月	平成28年度 第2回 音更町空家等対策協議会	空家等実態調査 中間報告 空家等対策の基本方針 協議
平成29年3月	平成28年度 第3回 音更町空家等対策協議会	空家等実態調査 最終報告
平成29年9月	平成29年度 第1回 音更町空家等対策協議会	空家等対策計画（素案） 協議
平成30年2月	平成29年度 第2回 音更町空家等対策協議会	空家等対策計画（案） 協議 特定空家等・補助制度 協議
平成30年6月	平成30年度 第1回 音更町空家等対策協議会	特定空家等 認定状況報告 補助制度 活用実績報告
令和 2年3月	令和元年度 第1回 音更町空家等対策協議会	空家等数・補助制度 活用実績報告 （書面開催）
令和 2年6月	_____	音更町空家等対策協議会 委員委嘱
令和 3年5月	令和3年度 第1回 音更町空家等対策協議会	空家等数・補助制度 活用実績報告 （書面開催）

## (4) 空き家の現状について

### ① 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の件数

平成28年度実態調査完了時点

(単位：戸)

地区別	住宅戸数	空家等件数		空き家率	所有者	
		b	うち住宅 c		不在	不明
	a			c/a		
音更地区	2,778	93	81	2.9%	1	0
木野 (北)地区	4,121	72	69	1.7%	1	0
木野 (南)地区	1,472	63	61	4.1%	0	1
鈴蘭地区	2,539	58	55	2.2%	0	0
宝来・ひび き野地区	1,961	23	22	1.1%	0	0
駒場地区	441	16	15	3.4%	0	0
温泉地区	147	13	8	5.4%	0	0
農村部 (西)地区	908	45	41	4.5%	0	0
農村部 (東)地区	1,140	78	76	6.7%	1	2
<b>町全体</b>	<b>15,507</b>	<b>461</b>	<b>428</b>	<b>2.8%</b>	<b>3</b>	<b>3</b>

(住宅戸数はH28.1.1時点)

令和3年度末時点

(単位：戸)

地区別	住宅戸数	空家等件数		空き家率	所有者		(上段)追加登録数 (下段)解除数				計
		b	うち住宅 c		c/a	不在	不明	~H30	R1	R2	
	a										
音更地区	2,808	58	50	1.8%	0	0	4	0	2	2	8
							24	5	4	10	43
木野 (北)地区	4,202	33	31	0.7%	0	0	5	0	1	0	6
							27	8	4	6	45
木野 (南)地区	1,463	38	38	2.6%	0	0	1	0	2	0	3
							11	2	4	11	28
鈴蘭地区	2,578	23	21	0.8%	0	0	1	0	1	1	3
							26	5	3	4	38
宝来・ひび き野地区	2,055	13	12	0.6%	0	0	0	0	0	0	0
							6	1	0	3	10
駒場地区	457	14	12	2.6%	0	0	0	0	1	2	3
							5	0	0	0	5
温泉地区	145	13	7	4.8%	0	0	2	0	0	1	3
							2	0	1	0	3
農村部 (西)地区	872	38	35	4.0%	0	0	3	0	0	0	3
							8	1	1	0	10
農村部 (東)地区	1,092	73	70	6.4%	0	0	6	0	1	0	7
							10	1	0	1	12
<b>町全体</b>	<b>15,672</b>	<b>303</b>	<b>276</b>	<b>1.8%</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>22</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>36</b>
							119	23	17	35	194

(住宅戸数はR3.1.1時点)

※ 音更町空家等対策計画目標(第6章)

「令和9年度の空家等の実数を、調査時の461戸より減少させる」

## ② 統計法に基づく空き家の件数

### 住宅・土地統計調査結果（抜粋）

		平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
全国	住宅総数（戸）	53,890,900	57,586,000	60,628,600	62,407,400
	空き家数（戸）	6,593,300	7,567,900	8,195,600	8,488,600
	空き家率（％）	12.2	13.1	13.5	13.6
北海道	住宅総数（戸）	2,572,200	2,730,500	2,746,600	2,807,200
	空き家数（戸）	303,800	374,400	388,200	379,800
	空き家率（％）	11.8	13.7	14.1	13.5
音更町	住宅総数（戸）	15,450	17,710	21,010	19,960
	空き家数（戸）	1,420	1,820	2,470	1,880
	空き家率（％）	9.2	10.3	11.8	9.4

### ※ 音更町空家等対策計画目標（第6章）

「住宅・土地統計調査による空き家率については、全国及び全道を下回る率を維持する」

### □各調査方法の違い

「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「統計法」において、空き家の定義や調査方法次のような違いがあります。

法律名	調査名	空き家の定義	共同住宅の 空き家戸数の 考え方	調査方法
空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等実態調査	1年を通して使用実績がない	全室空室の棟数	全数調査
統計法	住宅・土地統計調査	調査時点で未使用状態	空室の数	抽出調査

## (5) 空き家対策の状況について

### ① 特定空家等の現状

#### □特定空家等の認定

空家等対策の推進に関する特別措置法及びガイドラインに基づき、空家等のうち周辺の建築物や通行人に対し、悪影響をもたらすおそれのある地域に立地し、以下の状態にあるものを特定空家等と認定しています。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

#### 特定空家等認定状況 【令和4年7月末日時点】

No	空家等住所	状態	認定年月日	用途	状況	補助金活用	備考
1	駒場本通****	ア	H30.4.5	住宅	—	—	
2	大通1丁目***	ア	H30.4.5	住宅	除却済	×	
3	大通5丁目***	ア	H30.4.5	住宅	—	—	
4	木野大通西19丁目***	ア	H30.4.5	非住宅	—	—	
5	木野新町***	エ	H30.4.5	住宅	—	—	
6	南鈴蘭南2丁目***	ア	H30.4.5	住宅	除却済	○	
7	十勝川温泉南15丁目***	エ	H30.4.5	住宅	除却済	○	
8	大通20丁目***	ア	H30.4.5	住宅	除却済	○	
9	十勝川温泉南14丁目***	ア	H30.4.5	非住宅	除却済	×	
10	新通8丁目***	イ	H30.4.10	住宅	除却済	○	
11	木野西通8丁目***	ア	H30.4.12	住宅	除却済	○	
12	字音更基線***	ア	R1.7.22	住宅	除却済	○	
13	大通3丁目***	イ	R3.5.13	住宅	除却済	○	
14	大通3丁目***	ア	R3.5.13	住宅	除却済	○	
15	木野大通東8丁目***	イ	R3.11.19	住宅	—	—	
16	木野西通8丁目***	ア	R3.12.13	住宅	除却済	○	
17	木野西通8丁目***	ア	R4.6.9	住宅	除却済	○	

令和4年7月末日時点において、特定空家等17件中12件は除却済みで、その内10件については老朽危険空家等除却事業補助金を活用しています。

## ② 空き家関連補助事業実績

### □空家活用定住促進事業

補助対象： 6か月以上未使用の建物を、居住する目的で購入する費用の一部を補助

補助金額： 購入費の1/3（上限50万円）

※子育て世帯・転入世帯に対して各10万円の加算

#### 空家活用定住促進事業補助 実績一覧

年度	申請件数	(単位：千円) 補助金額		備考				(単位：千円) 空き家購入費 平均金額
				申請者住所		加算※1		
		合計（平均）	町内	町外	子育て	転入		
平成30年度	9件	5,400	(600)	5件	4件	5件	4件	13,255
令和元年度	18件	10,600	(588)	15件	3件	13件	3件	9,091
令和2年度	26件	15,500	(596)	17件	9件	16件	9件	12,623
令和3年度	17件	10,200	(600)	11件	6件	11件	6件	19,497
合計	70件	41,700	(595)	48件	22件	45件	22件	13,465

※1 子育て世帯・転入世帯の加算は重複有

### □老朽危険空家等除却事業

補助対象： 1年以上未使用の住宅で「特定空家等」又は「老朽危険空家」と判定された空家等を除却する費用の一部を補助

補助金額： 除却工事費の4/5（上限50万円）

※敷地後利用（建替等）を目的で行う除却は対象外

#### 老朽危険空家等除却事業補助 実績一覧

年度	申請件数	(単位：千円) 補助金額		備考				(単位：千円) 除却工事費 平均金額
				申請者住所		種別		
		合計（平均）	町内	町外	特定	老朽		
平成30年度	4件	2,000	(500)	1件	3件	4件	0件	982
令和元年度	2件	906	(453)	2件	0件	2件	0件	760
令和2年度	0件	0	(0)	0件	0件	0件	0件	0
令和3年度	3件	1,500	(500)	1件	2件	3件	0件	987
合計	9件	4,406	(489)	4件	5件	9件	0件	934



## ○音更町空家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 空家等対策に関心のある町民
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員は、再任を妨げない。

3 第1項第2号に掲げる委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、建設部建築住宅課及び企画財政部企画課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後において最初に行われる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 音更町空家等対策協議会名簿

任期 令和4年6月1日から令和6年5月31日

(選出区分、50音順)

	氏名	選出区分	職業等
	石川 満	学識経験者	音更町社会福祉協議会
	門 利 恵	学識経験者	帯広大谷短期大学助教
	木野村 英六	学識経験者	不動産鑑定士
	笹島 史人	学識経験者	司法書士
	柴田 英寿	学識経験者	一級建築士
	高田 徹子	学識経験者	民生児童委員
	高橋 尚寛	学識経験者	宅地建物取引業 (木野農業協同組合)
	丸尾 教綱	学識経験者	土地家屋調査士
	北 千 夏	公 募	